

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=9.6, 広瀬川流域=35.7, 旧笹川流域=5.9, 梅田川流域=11	名取川流域=(8, 30.9), 七北田川流域=(12, 22.7), 北貞山運河・南貞山運河流域=(8, 5.3), 広瀬川流域=(10, 28), 旧笹川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 9.8)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=18.3, 貞山堀流域=28.8, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(6, 16.7), 貞山堀流域=(6, 25.9), 川内沢川流域=(6, 12), 志賀沢川流域=(6, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=17.8	—	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=10.9, 五間堀川流域=17.6, 志賀沢川流域=12.8	五間堀川流域=(7, 15.8), 志賀沢川流域=(7, 11.5)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=9	竹林川流域=(12, 13.7)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=8.1, 坂元川流域=12.2, 戸花川流域=6.6	—	—
	松島町	鶴田川流域=24.5, 田中川流域=9.5, 高城川流域=28.9	—	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=11.4	—	七北田川[市名坂]
	大和町東部	身洗川流域=8.9, 西川流域=22.4, 小西川流域=11, 善川流域=19.8	西川流域=(6, 22.3)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=16.3, 味明川流域=12.9, 滑川流域=13.9	吉田川流域=(7, 33.3)	吉田川[落合・粕川]
	石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.8, 富士川流域=9.1, 中島川流域=11.7, 追波川流域=8.1, 真野川流域=14.8, 皿貝川流域=8.9, 高木川流域=5.9, 北北上運河流域=7.1	旧北上川流域=(8, 25.4), 大沢川流域=(7, 5.7), 富士川流域=(6, 8), 中島川流域=(6, 11.7), 真野川流域=(8, 8.6)
東松島市		堤川流域=7.8, 定川流域=19.8	定川流域=(8, 14.6)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]
女川町		女川流域=11.6	女川流域=(6, 8.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=12.8, 中雨生沢川流域=4.7, 新江合川流域=6.8, 鶴田川流域=18.9, 広長川流域=10, 大江川流域=5.2, 渋井川流域=6.8, 洪川流域=11.4, 名蓋川流域=7.7, 旧迫川流域=36.2, 美女川流域=9.3, 百々川流域=5.6, 萱刈川流域=12.4, 透川流域=6.7	鳴瀬川流域=(10, 29.1), 江合川流域=(6, 30.1), 田尻川流域=(6, 12.6), 中雨生沢川流域=(6, 4.6), 渋井川流域=(6, 6.7), 洪川流域=(6, 10.2), 名蓋川流域=(12, 6.9), 旧迫川流域=(6, 26.2)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=37.3, 出来川流域=13.1	江合川流域=(7, 19.5)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和洲], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=6.6, 田尻川流域=11.2, 美女川流域=6, 鞍坪川流域=7.9, 沖新堀川流域=8.4	江合川流域=(7, 24.3), 出来川流域=(7, 5.9), 田尻川流域=(7, 10), 美女川流域=(7, 5.4), 鞍坪川流域=(7, 5.7)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地・涌谷]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=7.9, 鹿折川流域=12.5, 大川流域=17.2, 津谷川流域=23.8, 神山川流域=8.5, 松川流域=7.2, 馬籠川流域=16	鹿折川流域=(6, 8.5), 大川流域=(8, 10), 神山川流域=(8, 4.8), 松川流域=(6, 6.4), 馬籠川流域=(8, 10.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=7.2, 八幡川流域=13.1, 水尻川流域=10.7, 折立川流域=11.5, 水戸辺川流域=10.8, 西戸川流域=6.5	八幡川流域=(5, 6.6), 水戸辺川流域=(5, 9.7)	—

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙南	角田市	高倉川流域=16.4, 半田川流域=7.1, 小田川流域=10, 尾袋川流域=9.1, 雉魚橋川流域=10.8	—	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=20.2	—	白石川[大河原・白石]
	村田町	坪沼川流域=10.7, 荒川流域=16, 新川流域=7.4	荒川流域=(6, 14.4), 新川流域=(10, 6.6)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=14.3	阿武隈川流域=(8, 67.3), 白石川流域=(6, 47.8)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=21.3, 内川流域=19.6, 伊手川流域=8.6, 新川流域=9.3, 五福谷川流域=10.9	阿武隈川流域=(6, 74.2), 雉子尾川流域=(8, 12.9), 五福谷川流域=(6, 10.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=14.5, 旧迫川流域=36.8, 羽沢川流域=9.1, 恩田川流域=6.9, 大関川流域=10.1, 二股川流域=17.4, 岩之沢川流域=4.2, 黄牛川流域=5, 石貝川流域=6.5, 長沼川流域=12.2, 荒川流域=23, 夏川流域=20, 綱木川流域=7.4, 鱒淵川流域=9.1	迫川流域=(7, 31.3), 旧北上川流域=(7, 5.8), 南沢川流域=(7, 14.5), 羽沢川流域=(7, 8.1), 二股川流域=(7, 15.6), 岩之沢川流域=(7, 3.6), 黄牛川流域=(7, 4.5), 綱木川流域=(11, 6.6), 鱒淵川流域=(7, 8.1)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和剱], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=9.3, 小山田川流域=19.1, 瀬峰川流域=10, 荒川流域=13.3, 照越川流域=5.7, 熊谷川流域=4.2, 三間堀川流域=2.5, 夏川流域=9.4, 熊川流域=7.3, 二迫川流域=22.4, 三迫川流域=19.9, 金流川流域=9.5	迫川流域=(8, 35.2), 夏川流域=(8, 9.4), 熊川流域=(8, 6.5), 二迫川流域=(8, 20.1), 三迫川流域=(8, 17.9)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=43.3, 広瀬川流域=35, 斎勝川流域=9.1, 大倉川流域=20.8, 七北田川流域=18.6, 高柳川流域=4.8	—	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=20.8, 宮床川流域=11.8	吉田川流域=(8, 18.7)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=14.8	—	—
西部仙南	白石市	平家川流域=8.7, 児捨川流域=16.5, 斎川流域=16, 谷津川流域=8.7, 高田川流域=13.1	平家川流域=(5, 7.8), 児捨川流域=(5, 14.8), 斎川流域=(5, 14.4)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=28.2, 高木川流域=6.6, 平家川流域=8.6	平家川流域=(5, 7.7)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=19.9	白石川流域=(7, 19)	—
	川崎町	支倉川流域=8.9, 前川流域=21.2, 太郎川流域=15.3, 北川流域=22.1	太郎川流域=(7, 13.7), 北川流域=(7, 19.8)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=32.4, 蛭沢川流域=10.1, 小山田川流域=14.9, 吉野川流域=7.9, 渋川流域=8.8	蛭沢川流域=(6, 9), 吉野川流域=(6, 7.1)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=43.8, 花川流域=20.4, 保野川流域=14.7	—	—
	加美町	鳴瀬川流域=35.2, 多田川流域=11.7, 深川流域=8.7, 田川流域=24.4, 孫沢川流域=8.8, 名蓋川流域=7.2	田川流域=(8, 21.9)	鳴瀬川[三本木橋]
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=26.3, 昔川流域=10, 長崎川流域=13.6, 草木川流域=11.2, 二迫川流域=16.6, 芋塚川流域=10.4, 金生川流域=9.2, 鉛川流域=8.1, 三迫川流域=15.2, 鳥沢川流域=9.4	昔川流域=(6, 9), 二迫川流域=(16, 14.9), 芋塚川流域=(6, 9.3), 三迫川流域=(16, 13.6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴い、以下の市町村に暫定基準を適用しています。

[流域雨量指数基準]

通常基準の7割:気仙沼市

ただし暫定基準の適用範囲は各市町内の復旧状況をふまえて一部領域に限定。

※2012/05/29 大和町東部、角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、栗原市東部、仙台市西部、大和町西部、大衡村、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、大崎市西部、色麻町、加美町、栗原市西部の流域雨量指数基準について暫定基準を廃止。

※2013/05/30 仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町の雨量基準について通常の6割から8割に変更。

※2014/05/27 仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町の雨量基準について暫定基準を廃止。

大郷町、大崎市東部、涌谷町、美里町、登米市の流域雨量指数基準について暫定基準を廃止。

※2019/05/29 多賀城市、利府町の流域雨量指数基準について暫定基準を廃止。

※2020/07/09 仙台市東部、名取市、岩沼市、山元町、松島町、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町の全域に適用していた暫定基準の適用範囲を見直し。

※2021/06/08 名取市、岩沼市、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町の暫定基準の適用範囲を見直し。

※2022/05/26 仙台市東部、名取市、岩沼市、山元町、松島町、東松島市の暫定基準を廃止。

石巻市、気仙沼市、南三陸町の暫定基準の適用範囲を見直し。

※2023/06/08 石巻市、南三陸町の暫定基準を廃止。